本学の大学院教育学専攻を修了された方への公認心理師受験資格についてのお知らせ

広島文教女子大学大学院教育学専攻

ご存知の通り、公認心理師という心理学の専門家としての国家資格を規定する法律が先月施行されました。すでに大学院を修了された方は修得科目によって(いわゆる D ルート)、もし科目が満たされない場合は業務経験と現任者講習会等によって(いわゆる G ルート),それぞれ国家試験の受験が可能となります。まず、厚生労働省の公認心理師についてのホームページ(以下 HP)で法令や受験までのルート等の内容をご確認ください。

次に、経過措置として定められている公認心理師法指定科目に対して、本学大学院の教育課程 表の開講科目がどのように対応しているかをお伝えしますので、別表の「公認心理師資格受験に 必要な開講科目の読み替え対応表」をご参照ください。

【1】 講習会の受講の必要な修了生について(いわゆる G ルート)

急務情報として、現任者講習会受講の必要の有無についてお伝えします。結論から申し上げますと<u>平成14年(2002年)度入学以前の修了生は講習会の受講が必要です。</u>これはこの年度まで「精神医学特論」が教育課程になかったためです。なお、前述しましたように現任者として認められる業務期間の基準の確認も改めてお願いします。

【2】講習会の受講が不要な修了生について(いわゆるDルート)

平成 15 年(2003 年)度入学以降の修了生については、「精神医学特論」が開講されています。 臨床心理士受験資格のためのカリキュラムの単位を修得しているのであれば、講習会受講は不要 (いわゆる D ルートに該当)と思われます。この臨床心理士カリキュラムの内容が公認心理師法 の経過措置としての科目にほぼ対応しているためです。しかしながら、I の①~⑤の科目につい ては本学では選択必修であり、履修していない科目がある方もいらっしゃると思われます。修得 科目については各自でご確認ください。

【3】修得科目の確認について

修得科目が不確かな方は、大学の HP(「卒業生の方へ」→「各種証明書の申し込み」)から学業成績証明書をご請求の上、ご確認ください。その上で判断に迷う場合は、メールにてお名前と修了年度(または入学年度)、返信先メールアドレスをご記入の上、shinrishi_og@h-bunkyo.ac.jpまでお問い合わせください。なお、ご返答にお時間を頂くことをご了解くださいますようお願いいたします。現時点で公認心理師受験の際にどのような書類が求められるのかは公表されておりませんが、今後も国家試験受験の際に、本学大学院で必要な手続きの詳細が明らかになり次第、ご案内いたします。

公認心理師受験に必要な開講科目の読み替え対応表

公認心理師法指定科目		本学大学院における開講科目
		(平成 15 年(2003 年)度以降入学生対象)
I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論
		神経生理学特論
	②福祉分野に関する理論と支援の展開	老年心理学特論
		障害者(児)心理学特論
		発達心理学特論
	③教育分野に関する理論と支援の展開	教育心理学特論
		学校臨床心理学特論
		学習心理学特論
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	犯罪心理学特論
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	(該当科目なし)
П	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	★臨床心理面接特論 (I, II)
		★臨床心理査定演習 (I, II)
	⑦心理支援に関する理論と実践	心理療法特論 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ)
		遊戲療法特論
		精神分析特論
		臨床心理学演習 (Ⅰ, Ⅱ)
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援	グループ・アプローチ特論
	に関する理論と実践	家族療法特論
		コミュニティ心理学特論
		対人心理学特論
		対人心理学演習
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	健康心理学特論
		健康心理学演習
Ш	⑩心理実践実習	★臨床心理基礎実習 (I, II)
		★臨床心理実習 (I, II)

- (注)★:臨床心理士受験のためのカリキュラムの必修科目
 - () 内のローマ数字で表された科目は、いずれか1科目を履修していればよい。

(留意点)

- *今回の経過措置(いわゆる Dルート)の条件は次のとおりです。
 - ・科目区分Iのうち、①を含む3科目以上を履修していること
 - ・科目区分Ⅱのうち、2科目以上を履修していること
 - ・科目区分Ⅲの⑩にあたる科目を履修していること(時間数・科目数は問いません)
- *表中「本学大学院における開講科目」は、入学年度によって科目名や開講の有無が異なる場合があります。各自の履修した正式な科目名は、学業成績証明書等により確認してください。

*平成14年(2002年)度以前入学生の教育課程には、上記①に対応する科目がないため、修了後の業務経験と現任者対象の講習会の受講(いわゆるGルート)により受験資格を取得することとなります。

(付記)

10月27日付で、別表の「I-③教育分野に関する理論と支援の展開」に学習心理学特論を追加いたしました(赤字部分)。

また、情報集約のため、問い合わせ先を専用のメールアドレスといたしました。